

小松加賀環境衛生事務組合監査委員条例

昭和 53 年 12 月 1 日
条 例 第 4 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号
改正 平成3年7月16日条例第1号
改正 平成12年3月31日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(定例監査期日及び通知)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年4月から12月までに行う。ただし、必要がある場合は、その期間を延長することができる。

2 前項の監査を行うときは、監査期日前少なくとも10日までに、その期日を監査の対象となる管理者その他の機関に通知しなければならない。

(臨時監査の期日の通知)

第3条 監査委員は、法第199条第5項、第7項又は第235条の2第2項の規定による監査（普通地方公共団体の長の要求がある場合を除く。）を行おうとするときは、監査期日前少なくとも5日までにその期日を監査の対象となる管理者その他の機関又は組合が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えているものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

(特別監査の着手)

第4条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理し、又は法第98条第2項、第199条第6項、同条第7項、第235条の2第2項及び第243条の2第3項の規定による監査若しくは検査の要求若しくは請求があった場合には、監査委員は7日以内に監査又は検査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(決算等の審査の期限)

第5条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査、同法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査についての意見は、審査に付せられた日から50日以内にこれを管理者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(例月出納検査の期日)

第6条 法第235条の2第1項の規定による出納の検査の例日は、毎月20日とする。ただし、その日が日曜日又は休日に当たるときは、繰り下げ、又はやむを得ない理由がある場合には、変更することができる。

(監査又は検査の結果)

第7条 法第199条第4項の規定による監査の結果報告、公表は監査の終了した日から30日以内に、法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査の結果報告、通知、勧告及び公表は監査の終了した日から5日以内に、その他の監査又は検査の報告又は公表は、監査又は検査の終了した日から20日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(公表)

第8条 前条の公表は、小松加賀環境衛生事務組合公告式条例(昭和53年条例第1号)の規定により行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第1号)抄

この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小松加賀環境衛生事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中「知識経験者」を「識見を有する者」に改める。

附 則(平成12年条例3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。